

安中市立小中学校給食調理等業務委託事業に係る
公募型プロポーザル募集要領

令和 8 年 8 月
安 中 市

1. 件名

安中市立小中学校給食調理等業務委託事業

2. 目的

この要領は、児童生徒が安心して食べられる、安全で栄養バランスの取れたおいしい給食の提供はもとより、衛生管理の徹底や食物アレルギーへの的確な対応など、安全で衛生的な給食を安定して提供できる技術と知識を兼ね備えた最適な事業者を選定する。選定にあたっては、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、提案能力、費用対効果等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式を採用し、最適な受託候補者を決定するために必要な事項を定める。

3. 事業名

(1) 安中市立小中学校給食調理等業務委託事業 東ブロック

(2) 安中市立小中学校給食調理等業務委託事業 西ブロック

※(1)、(2)の両ブロックの食数を提供する能力がある事業者については、両ブロック提案も可能とする。

※ブロックごとの対象校、令和 8 年 5 月 1 日推計の 1 日当たりの食数及び令和 8 年 5 月 1 日時点のアレルギー対応児童生徒数については、下表のとおり。アレルギー対応対象児童生徒数は 1 日当たりの食数の内数である。

(東ブロック)

学校名	所在地	1 日あたりの食数	アレルギー対応 対象児童生徒数
安中小学校	安中市安中 3-10-43	575 食	19 人
東横野小学校	安中市鷺宮 3139-2	132 食	6 人
碓東小学校	安中市岩井 62	307 食	13 人
秋間小学校	安中市東上秋間 1831	100 食	5 人
第一中学校	安中市安中 5-8-1	536 食	17 人
合計		1,650 食	60 人

(西ブロック)

学校名	所在地	1日当たりの食数	アレルギー対応 対象児童生徒数
原市小学校	安中市原市 1-10-23	610 食	29 人
磯部小学校	安中市磯部 4-12-8	186 食	2 人
第二中学校	安中市原市 2245-2	457 食	21 人
松井田学校 給食センター	安中市松井田町新堀 191-1	515 食	18 人
(松井田小学校)	(松井田町松井田 953)	(130 食)	(7 人)
(西横野小学校)	(松井田町二軒在家 887)	(171 食)	(4 人)
(松井田中学校)	(松井田町新堀 236-16)	(214 食)	(7 人)
合計		1,768 食	70 人

※()内の数字は松井田学校給食センターの内数

4. 事業概要

(1) 委託業務内容 別紙「安中市立小中学校給食調理等業務委託仕様書」(以下「仕様書」)に記述する業務及び提案に基づいた内容の業務。

(2) 履行期間 令和9年4月1日～令和12年3月31日

(3) 上限価格

本業務の業務区分ごとの上限価格は以下のとおり。提案にあたってはこの上限価格(3年間の総額、税抜)を超えないものとする。

なお、上限価格には、営業許可申請手数料相当額を含むが、現行の業務委託契約の受注者から変更となる場合に発生する引継に要する費用は事業者の負担とするものとする。

業務区分	学校名・センター名	上限価格(税抜)
東ブロック	安中小学校、東横野小学校、碓東小学校、 秋間小学校、第一中学校	332,915,000 円

西ブロック	原市小学校、磯部小学校、第二中学校、 松井田学校給食センター	336,006,000 円
-------	-----------------------------------	---------------

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものである。

5. 参加資格

プロポーザル選考に参加できる事業者は、以下の全ての項目を満たすこと。

- (1) 学校教育および学校給食に深い理解を有し、学校運営に協力的であること。
- (2) 本市と速やかに連絡調整が可能であり、かつ、要請に対して迅速に対応ができる体制を有すること。
- (3) これまでに学校給食調理業務の受託実績が 3 年以上有する者、または、厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に規定している「同一メニューを 1 回 300 食以上もしくは、1 日 750 食以上を提供する調理施設」での調理業務の経験を、3 年以上有していること。
- (4) 無理のない人員配置体制になっていること、なおかつ、業務責任者および業務副責任者の資格・資質が明確になっていること。
- (5) 学校給食法のほか学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した業務が遂行できること。
- (6) 過去3年以内に学校給食業務において、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業停止の処分を受けていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生管理の対応が確認できる場合は除く。
- (7) 突発的な事故等に対し、十分に対応できる能力を有していること、また、社員の出勤に支障が生じた場合の応援体制が確立していること。
- (8) 単独企業または、事業グループの構成員は、次の要件を満たすこと
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
 - ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生の手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生の手続の申立てがなされている者に該当しないこと。

- ③ 安中市入札参加者指名停止措置要領(平成19年安中市訓令第7号)に基づく指名停止又は安中市の事務事業からの暴力団排除に関する要綱(平成25年安中市告示第46号)に基づく指名停止若しくは指名取消しを受けていないこと。
- ④ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びそれに準じる団体をいう。)でないこと。
- ⑤ 役員等が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及びそれに準じる者をいう。)ではないこと。
- ⑥ 法人事業税(地方法人特別税を含む)、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑦ 業務の履行が困難になった場合に備え、受託候補者に選定された者は、業務開始前までに受託業務の継続性を担保する代行保証制度等へ加入すること。または、本業務を代行できる体制が整備されており、業務の継続性が客観的に担保されていること。
- ⑧ 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- ⑨ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

6. 実施スケジュール

内 容	日 程
公募開始	令和 8 年 8 月 31 日
現地見学会申込期間	令和 8 年 9 月 4 日～同月 10 日
現地見学会	令和 8 年 9 月 11 日～同月 17 日
質疑受付期間	令和 8 年 9 月 4 日～同月 24 日
質疑回答日	令和 8 年 9 月 30 日まで
参加表明書受付期間	令和 8 年 9 月 4 日～同年 10 月 5 日
企画提案書受付期間	令和 8 年 9 月 15 日～同年 10 月 5 日
第1次審査(書類審査)	令和 8 年 10 月 6 日～同月 16 日
第1次審査結果通知	令和 8 年 10 月 23 日
第2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和 8 年 11 月中旬

第2次審査結果通知	令和 8 年 12 月中旬
業務開始	令和 9 年 4 月 1 日

※公表及び配布については、ホームページに掲載する。

※日程は変更する場合がある。

7. 現地見学会

本事業に応募しようとする民間事業者を対象に、現地見学会を実施する。なお、見学日時は、発注者が指定するものとする。

- (1) 現地見学会に参加を希望する事業者は、令和 8 年 9 月 10 日(木)正午までに現地見学会参加申込書(様式第 2 号)により、「15. 担当窓口」に記載のあるメールアドレスに電子メールで申し込むこと。
- (2) 電子メールで申し込む場合は、件名を「小中学校給食調理等業務委託現地見学会参加申し込み(貴社企業名)」とすること。
- (3) 参加人数は 1 事業者につき 3 名までとする。
- (4) 調理室に入室する者は、現地見学会の日から 2 週間以内の検便検査結果(検査項目:赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌 O-157)、清潔な衣服(白衣、帽子、マスク、靴等)を用意すること。

8. 質疑受付・回答

仕様書、本募集要領等の内容に不明な点がある場合は、質問書(様式第1号)を提出すること。

- (1) 受付期間

令和 8 年 9 月 4 日(金)午前 9 時～令和 8 年 9 月 24 日(木) 午後 5 時

- (2) 質疑事項提出先、提出方法

「15. 担当窓口」に記載のあるメールアドレスに電子メールにより提出すること。

- (3) 回答日 令和 8 年 9 月 30 日(水)までに回答
- (4) 回答方法

質疑に対する回答は、質問書を提出した企業(以下「質問者」とする。)に対し、電子メールにて回答し、併せてホームページ上においても公表する。ただし、質問者の競争上の利益、地位を侵すおそれがあると判断した場合には、質問者のみに回答することがある。

9. 参加意思表示

(1) 提出書類

- ① 参加表明書(様式第3号)
- ② 会社概要書(様式第4号)
- ③ 業務実績調書(様式第5号)

(2) 受付期間

令和8年9月4日(金)午前9時～令和8年10月5日(月)午後5時(必着)

(3) 参加表明書提出先、提出方法

「15. 担当窓口」に記載のある窓口に持参又は郵送若しくは電子メールにより提出

10. 企画提案書

(1) 提出書類

- ① 企画提案書提出届(様式第6号・任意様式)
- ② 見積書(様式第7-1号及び様式第7-2号) 東ブロック
見積書(様式第7-1号、様式第7-2号及び様式第7-3号) 西ブロック

(2) 受付期間

令和8年9月15日(火)午前9時～令和8年10月5日(月)午後5時(必着)

(3) 提出部数

正本1部及び副本10部(副本は、複写可) 計11部

(4) 提出先・提出方法

「15. 担当窓口」に記載のある窓口に持参又は郵送

(5) 留意事項

- ① 企画提案書は、A4判・縦型・横書き・左綴じ・文字の大きさは、10ポイント以上、資料等を除き30頁以内、可能な限り両面印刷で作成するものとし、正本については「安中市立小中学

校給食調理等業務委託事業に関する企画提案書及び事業者名・代表者名」、副本については、「安中市立小中学校給食調理等業務委託事業に関する企画提案書」を記載した表紙をつけ、1部ずつファイルに綴じること。

- ② 正本は、提案事業者の社名及びロゴ等を記載する。副本は、社名及びロゴ等を表示しないこと。非表示の方法は、任意とする。
- ③ カラー刷り、写真、絵、図、表等の挿入は、可とする。
- ④ 提出後の記載内容の変更及び差し替えは、不可とする。
- ⑤ 日本語で作成し、ページ番号を付すこと。
- ⑥ 東ブロックと西ブロックの両方に参加する場合は、提案書等を個別に作成すること。なお、提案は各ブロックにつき1者1案とする。
- ⑦ 提出された書類は、返却しない。また、参加者に無断で本事業の選定以外の目的に使用しない。
- ⑧ 提出された書類は、プロポーザル審査のために複製を作成することがある。また、市が必要と認めた場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- ⑨ 契約事業者は、提案書の内容を確実に履行すること。契約事業者の責により提案書の内容を履行できない場合は、発注者と協議し、同等の対応を行うこと。なお、提案書の履行状況が悪質と認められる場合は、契約を解除して損害賠償の請求を行うことがある。

(6) 法令等の遵守

提案に当たっては、事前に参加者の責任において関係法令等を確認すること。なお、契約後、業務実施時における法令適合のリスクは、事業者に属することとする。

11. 選定について

安中市立小中学校給食調理等業務委託事業候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、審査基準に基づいて審査を行い、総合的に最も評価点数が高い最優秀提案者1者と次に高い優秀提案者1者を選定する。

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された書類を基に、参加資格条件を満たしているか事務局で書類審査を行う。

① 審査結果の通知

令和 8 年 10 月 23 日(金)に応募事業者の全てに速やかに書面にて通知する。

② 選考の理由、結果に対する問合せ、異議等については一切応じない。

(2) 第 2 次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)

選定委員会は、第 1 次審査において選定された者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。審査は「12.審査項目」により実施し、総合評価点が最高得点である者を優先交渉権者として選定する。

① プレゼンテーション予定月日・予定場所

令和 8 年 11 月中旬 安中市役所松井田庁舎

② 留意事項

- ・ 確定した日時、場所については、第 1 次資格審査を通過した者に個別に通知する。
- ・ 出席出来る人数は、一事業者につき 3 名以内とする。
- ・ 審査は、企画提案書に基づく参加者の説明後、質疑応答を行う。一事業者あたりの時間はプレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 15 分以内とする。ただし、両ブロック応募する者のプレゼンテーションの時間は、30 分以内とし、2 件一括で提案すること。質疑応答の時間は 20 分以内とする。
- ・ 事業者名は非公開とし、名札や名刺等は提示せず、プレゼンテーション、質疑応答時には、事業者名が判明するような言い回しは控えること。
- ・ スクリーンは、事務局で用意する。パソコン、プロジェクター等の設備については、事業者にて用意すること。
- ・ 提出した企画提案書の内容に係る修正は認めない。

③ 審査結果の通知予定

令和8年 12 月中旬に第 2 次審査参加者へ速やかに通知するとともに、ホームページ上にて審査結果を公表する。

④ 選考の理由、結果に対する問合せ、異議等については一切応じない。

12. 審査項目

評価の項目と配点は、次のとおりである。

評価分類			配点	評価の視点
大項目		小項目		
1	事業者の実績		5	・学校給食調理業務の受託学校数、受託年数等
2	事業者の経営状況		5	・経営母体の財務健全性
3	学校給食 に関する 考え方	基本方針等	10	・学校給食に対する基本的な考え方や意欲、取り組み姿勢
		学校等との 協力体制	10	・学校給食調理業務を行ううえでの学校との協力体制 ・学校の教育活動に対しての協力内容 ・市教育委員会との連携
		食育の考え方	10	・食育に関する学校給食の役割や会社の考え方
4	業務運営 に関する 考え方	業務運営体制	10	・スムーズな連絡対応ができる業務運営体制 ・給食運営に関する調理体制 ・作業等に関する確認及び報告体制や手順
		準備期間の内容	10	・最優秀提案者と決定した日から給食開始までの期間(準備期間)の内容や体制、スケジュール
5	従事者に 関する 考え方	人員配置体制	20	・人員配置計画、配置予定者の資格、欠員補充や代替体制など ・従業員への指揮命令系統の明確化 ・同一施設内で継続的な従事者の配置
		従事者の採用計画	10	・受託する学校ごとの従事者の採用計画、採用基準等 ・地元雇用についての考え方

		教育・研修体制	10	・従事者に対する教育、研修、巡回指導について（実施方法、内容、年間スケジュール等） ・受託決定から業務開始までの研修計画
6	衛生管理に関する考え方	衛生管理の考え方	20	・学校給食調理業務の安全、衛生管理に対する考え方
		衛生管理体制	10	・安全、衛生管理に関する指導方法や報告、管理体制など
		従事者の衛生管理	10	・従事者の健康管理対策等に対する考え方
7	危機管理に関する考え方	危機管理体制	20	・調理事故、食中毒、異物混入、アレルギー事故等の防止対策及び発生時の対処体制や給食の提供体制（代替措置を含む） ・火災事故防止のための、現場における業務従事者の日常の安全確認の方策、また、学校との連携体制等について
		災害発生時の協力体制	5	・災害発生時における本市への協力体制について
8	その他	その他	5	・学校給食の提供において、特質すべき独自性のある取組や特に PR したいこと等
9	提案価格		20	
10	プレゼンテーション		10	・提案内容のわかりやすさ、実現性、事業への意欲、質疑応答の的確性など
合 計			200	

13. 契約手続きについて

最優秀提案者と協議の上、提案内容を踏まえた仕様書を作成し、協議が整った後、令和 9 年4月 1 日付けで契約を締結する。なお、最優秀提案者と協議が整わない場合は、次順位の提案者と同様の協議を行うことがある。

14. その他

(1) 費用負担について

提出書類等の作成及び書類・プレゼンテーション審査に際して必要となる費用は、企画提案書等の提出者の負担とする。

(2) 参加の辞退について

プロポーザルの参加を辞退したこと(審査結果通知前に辞退した場合を含む)を理由として、今後、不利益な取り扱いをすることはない。

(3) 失格事項 次のいずれかに該当する場合は、失格になる。

- ① 提出方法、提出場所、提出期限に適合しないもの
- ② 記載すべき事項の全部が記載されていないもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの
- ④ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの
- ⑤ 参加資格を満たさないことが判明したとき。
- ⑥ 業務に要する上限額を超えるとき。
- ⑦ その他、企画提案書等の提出に際して不正な行為があったとき又はこの募集要領に定める手続によらなかったとき。
- ⑧ 事業者選定前までに、選定委員と本事業に関して接触を持ち、又は持とうとした応募者は、失格とする。

(4) 本公募は令和 9 年度安中市予算の成立を前提として実施する。したがって、事業の実施は予算の成立が条件となることに留意されたい。

15. 担当窓口

部 署 名 安中市教育委員会 総務課 学校給食係 担当 牧野・土屋
住 所 〒379-0292 群馬県安中市松井田町新堀 245

電 話 番 号 027-393-7075（直通）

電 子 メール soumu-ky@city.annaka.lg.jp

※電子メールで送付する場合は、送付後には必ず、電話にて到達確認を行うこと。